

## 5 危機的な財政状況に対応した地方税財政措置について

(財務省、総務省)

### 【内容】

- (1) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、地方消費税率の引上げ時期を目途に、抜本的に見直すこととされているが、見直しに際しては、この措置を廃止し、地方法人特別税を地方税として復元すること。
- (2) 地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を増額確保し、残高及び償還額が累増している臨時財政対策債を縮減するため、国税五税の法定率の引上げ等による地方交付税総額の増額を図ること。

### (背景)

平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差の縮小の観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部が国税化され、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。この措置は、受益と負担という税の原則に反し、地方分権に逆行するものであるとして、本県は、その導入時から強く反対してきた。

平成24年8月10日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の規定等を踏まえ、地方財政審議会に設置された「地方法人課税のあり方等に関する検討会」において、地方消費税率の引上げ時期を目途に、地方法人特別税の抜本的見直しを行うため検討が行われているが、見直しに際しては、この措置を廃止し、地方法人特別税を地方税として復元する必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)では、地方財政に係る部分について、地方税収は未だ十分な水準まで回復していないとしているにもかかわらず、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があるとされた。

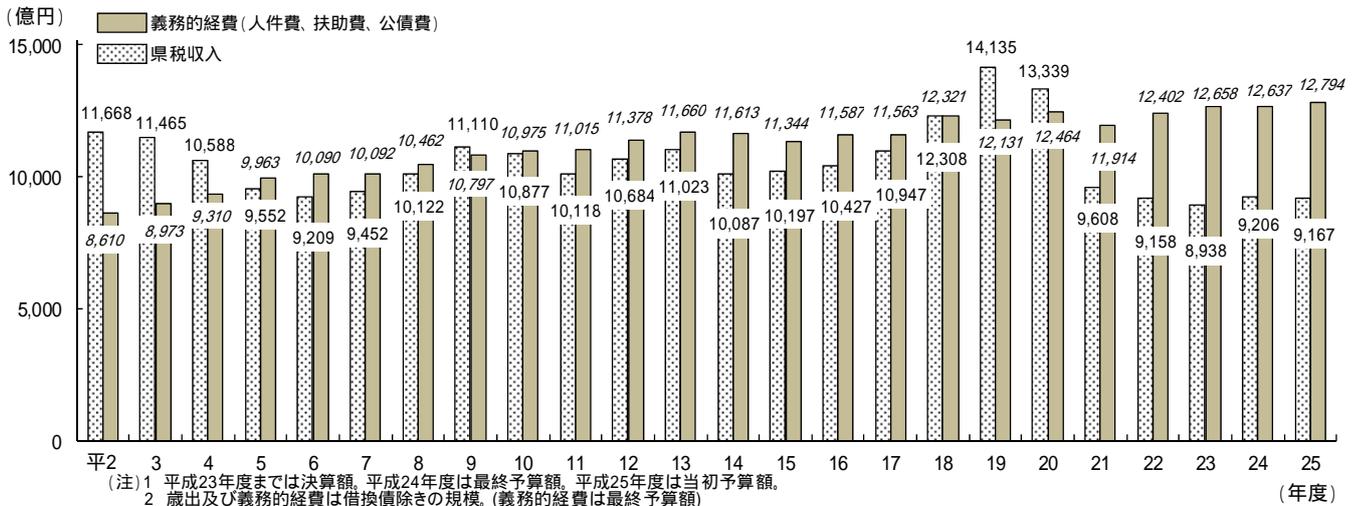
しかしながら、本県においては、平成20年秋以降の世界的な経済危機により、県税収入が2年間で約5,000億円という、過去に経験のない急激な減収に見舞われた状況から、未だ大幅な回復に至っていない。一方で、扶助費や公債費といった義務的経費が確実に増加しており、厳しい財政状況が続いている。

今後も全国的に社会保障関係経費を始めとする義務的経費が増加し続ける傾向にあることを踏まえると、地方が安定的な財政運営を行うには、地方一般財源総額を増額確保することが是非とも必要である。

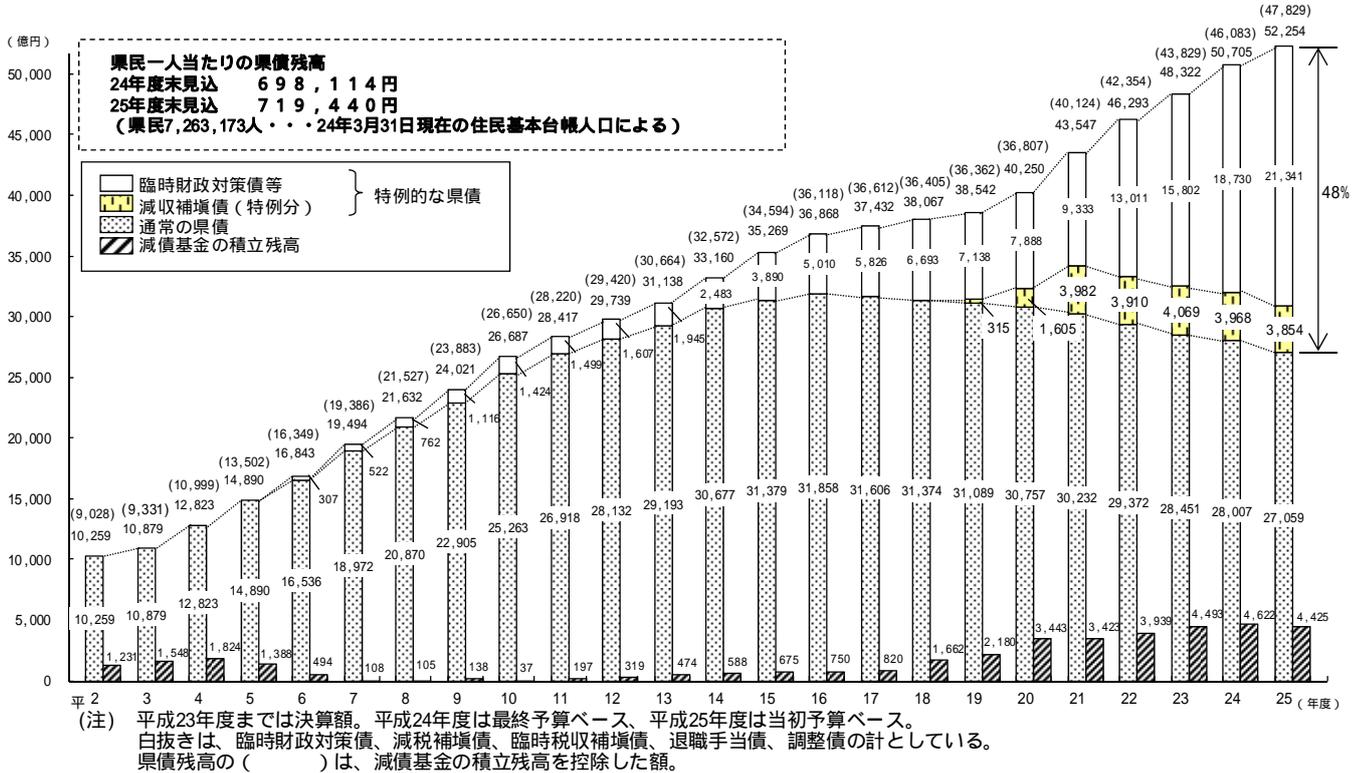
本県においては、平成22年度の臨時財政対策債の算定方法の変更により、地方交付税額に比して臨時財政対策債発行可能額の割合が非常に大きく、県債残高の大幅な増加の要因となっている。また、残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題となっている。この問題を抜本的に解決するためにも、国税五税の法定率の引上げなどにより地方交付税の原資を拡充することが不可欠である。

( 参 考 )

愛知県の義務的経費と県税収入の推移



愛知県の県債残高の推移



愛知県の普通交付税と臨時財政対策債の推移

(単位:億円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通交付税 A	(不交付) 0	406	522	525	559	400
臨時財政対策債 B	682	1,378	3,826	2,899	3,152	2,900
計 C = A + B	682	1,784	4,348	3,424	3,711	3,300
臨時財政対策債の割合 B / C	100.0%	77.2%	88.0%	84.7%	84.9%	87.9%

当初算定ベース。平成25年度は当初予算額。